

改正 令和2年7月6日

児童館の休館の基準（台風・大雨等に伴う気象警報発令時）

竹原市福祉部社会福祉課

台風・大雨等により警報が発令された場合の児童館の休館の取扱いは次のとおりとする。

1 開館前に警報が発令された場合

(1) 平日の場合

午前6時の気象庁による予報において、竹原市に警報（大雨，洪水，暴風，波浪，高潮）のいずれかが発令されている場合は，終日，臨時休館とする。

(2) 学校休業日の場合

午前8時の気象庁による予報において、竹原市に警報（大雨，洪水，暴風，波浪，高潮）のいずれかが発令されている場合は，終日，臨時休館とする。

2 開館中に警報が発令された場合

開館中に警報が発令された場合は，開館を中止し，保護者へ連絡を取り児童の引き取りを依頼する。

3 その他

上記1，2によらない場合であっても，利用者の安全を第一に考え，必要に応じて開館の見合わせ等を行う場合もある。